

今後の院内環境整備業務に求められるものは

多賀 輝彦 (株)日本保健衛生協会

1. はじめに

厚生労働省は、エビデンスに基づく医療(以下 EBM という)の推進を図るよう提言している。厚生労働省通達「医療施設における院内感染の防止について」や、CDC(米国疾病予防センター)の「医療施設における環境感染管理のためのガイドライン」といった文書においても、環境整備についてはエビデンスに基づいた管理・対策が記載されている。これらは環境整備業務が感染予防対策の手法としてより重要な位置を占めているといえる。今後はこの環境整備業務は感染防止だけでなく、医療施設に従事する人々・患者に対しての「癒し」の空間を作り出すための手段が望まれてくるのではないかと考える。

2. 概要

現代の患者が医療施設に期待するものは治癒。文字通り「治」「癒」の二つである。「治」は病院の専門技術により、けがや病気を完治させ身体を元通りに回復することである。また「癒」は、医療のもつ暖かい包容力で不安を取り除き、心身の元気を取り戻すことである。「治」は現代医学の成果が発揮され患者にも医療施設にも分かりやすい。結果が両者に共有出来るからである。しかし問題は二つめの「癒」である。

医療環境では、単に清潔や快適とかで表すだけでなく、具体的な構成要件を列記し、これについての水準を定め、それを満たす必要がある。照度、温度、湿度、気流、微生物、ガス、臭い、水質、廃棄物、動物、衛生害虫、昆虫、植物、固体表面、黴、細菌等が考えられる。医療施設はこれらの状況が常にコントロールされていることが求められる場所でもある。安全性、衛生性、そして快適性を基本とした環境を目指すことで、医療効果を促進する環境作り、感染防止にも貢献できる体制を維持管理すること、癒しの環境整備が必要であると考え。患者・医療従事者、また出入りする外来者を癒す空間を見出し、作り上げていくところと、私達自身もその空間にとって癒しをもたらす者となることが重要である。